

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 さざ歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町 40 番地 4

(3) 設立認可年月日 令和 1 年 9 月 9 日

(4) 設立登記年月日 令和 1 年 10 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐々 一男	さざ歯科医院管理者
理 事	佐々 照代	
同	佐々 宗太朗	
同	佐々 亜星	
監 事	北川 洋介	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	さざ歯科医院	長崎県佐世保市もみじが丘町 40 番地 4	0 床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 3年11月30日 令和 2年度決算の決定
" 令和 3年度役員報酬の決定
令和 4年 9月20日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和 4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 さざ歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町40番地4

貸 借 対 照 表

(令和 4年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	34,695	I 流動負債	3,722
II 固定資産	16,935	II 固定負債	6,009
1 有形固定資産	4,627	負債合計	9,731
2 無形固定資産	796	純資産の部	
3 その他の資産	11,512	科 目	金 額
		I 基金	13,000
		II 積立金	0
		III 評価・換算差額等	0
		IV 利益剰余金	28,899
		純資産合計	41,899
資産合計	51,630	負債・純資産合計	51,630

様式 4 - 2

法人名 医療法人 さざ歯科医院
 所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町 4 0 番地 4

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 10月 1日 至 令和 4年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89,794
2 事業費用	83,003
本来業務事業利益	6,791
事業利益	6,791
II 事業外収益	4,837
III 事業外費用	60
経常利益	11,568
IV 特別利益	0
V 特別損失	222
税引前当期純利益	11,346
法人税等	2,497
当期純利益	8,849

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 さざ歯科医院
 所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町40番地4

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	51,630 千円
2. 負 債 額	9,731 千円
3. 純 資 産 額	41,899 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,695
B 固 定 資 産	16,935
C 資 産 合 計 (A+B)	51,630
D 負 債 合 計	9,731
E 純 資 産 (C-D)	41,899

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 さざ齒科医院
理事長 佐々 一男 殿

私は、医療法人さざ齒科医院の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月25日

医療法人 さざ齒科医院

監事 北川 洋介